

令和3年度 広島市家庭用スマートエネルギー設備 (家庭用燃料電池、家庭用蓄電池) 設置補助金のお知らせ



広島市では、地球温暖化対策として家庭におけるエネルギー利用のスマート化を推進するため、住宅に家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池の設置等を行う個人に対して補助金を交付します。

【令和3年度の変更点】

- ・補助対象機器として、「家庭用蓄電池」を追加しました。
- ・申請書等への押印が不要になりました。
- ・申請書の様式や必要な添付書類が一部変更となっていますので、ご注意ください。

- ◆ 補助対象機器の設置工事の着工前（建売住宅等を購入の場合は、支払いを行い、領収書を受け取る前）に交付申請を行い、交付決定通知を受ける必要がありますのでご注意ください。
- ◆ 家庭用燃料電池及び家庭用蓄電池を設置等する場合、両方申請することができます。
- ◆ 家庭用蓄電池については、常時、太陽光発電システム又は家庭用燃料電池と接続するものが補助対象となります。

補助対象機器	補助金額	募集台数
家庭用燃料電池 (エネファーム)	3万円/台	180台
家庭用蓄電池	3万円/台	250台

申請受付期間：令和3年4月14日（水）～令和4年1月31日（月）

（当日消印有効）

※ 募集台数に達した時点で受付を締め切りますので、ご注意ください。

（申請先・お問合せ先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局温暖化対策課 TEL 082-504-2185 FAX 082-504-2229

制度の詳細や申請書等の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

広島市ホームページから下記のとおりリンク先へ進むか、QRコードを読み取ってください。

広島市HP（総合トップページ） ▶ [暮らし・手続き](#) ▶ [家庭ごみ・環境](#) ▶

[地球環境](#) ▶ [広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金について](#)

広島市 スマートエネルギー 補助



QRコードはスマートフォンウェブの登録種です

補助金の詳細は次のページをご覧ください

家庭用燃料電池（エネファーム）の補助制度の概要

1 交付対象

補助金の交付対象は、次のいずれかです。

- (1) 住宅に家庭用燃料電池を設置する工事
- (2) 家庭用燃料電池が設置された住宅を購入

※ (1)は設置工事の着工前に、(2)は購入する住宅の代金を支払う前に申請が必要です。

2 対象者

補助金の交付対象者は、次の要件のいずれにも該当する個人です。

- (1) 広島市の区域内に住所を有する個人
- (2) 広島市税を滞納していない個人
- (3) 次の要件のいずれかに該当する個人
 - ア 自ら居住する住宅に家庭用燃料電池を設置する個人
 - イ 賃貸する住宅に家庭用燃料電池を設置する個人
 - ウ 賃借した住宅に家庭用燃料電池を設置する個人
 - エ 自ら居住又は賃貸するために、家庭用燃料電池が設置された住宅を購入する個人

3 対象機器

補助金の対象機器は、次の要件のいずれにも該当する家庭用燃料電池です。

- (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会により機器指定を受けている未使用のもの
- (2) 1台当たりの機器費及び工事費の合計額が20万円以上で、本市の他の補助金の交付を受けていないもの

4 補助金額・募集台数・申請受付期間

- (1) 補助金額：3万円/台
- (2) 募集台数：180台
- (3) 申請受付期間：令和3年4月14日（水）から令和4年1月31日（月）まで（最終日は当日消印有効）

※申請受付期間内であっても募集台数に達した場合は、受付を締め切ります。

(注) 設置工事完了後に受領する領収書の発行日が令和4年3月5日（土）以降になる場合、補助金を交付することができませんので、御注意ください。（詳しくは「令和3年度広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金の手引き」をご覧ください。）

5 注意事項

- (1) 一の申請者は、一の年度に一の住宅の家庭用燃料電池に限り、補助金の交付を受けることができます。
- (2) 一の補助対象機器に対する補助金の交付は、1回に限りです。

『家庭用燃料電池（エネファーム）』ってどんな設備？

家庭用燃料電池（エネファーム）とは、都市ガス等から取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電する設備で、発電した際に生じた熱も給湯に活用することができるため、エネルギーを無駄なく、有効に活用できる環境にやさしい発電設備です。



効果

ご家庭で1年間使用した場合、CO₂を、『約1,330 kg-CO₂』（※）減らすことができます。

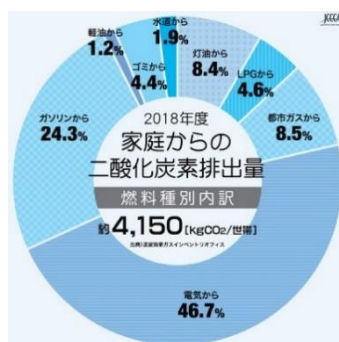
この量は、家庭からの1年間のCO₂排出量の

『約1/3』に相当します。

※出典）(財)新エネルギー財団

平成21年度定置用燃料電池大規模実証事業報告書

※ご家庭の使用状況により、異なります。



出典）
温室効果ガス
インベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動
推進センターウェブサイト

家庭用蓄電池の補助制度の概要

1 交付対象

補助金の交付対象は、次のいずれかです。

- (1) 住宅に家庭用蓄電池を設置する工事
- (2) 家庭用蓄電池が設置された住宅を購入

※ (1)は設置工事の着工前に、(2)は購入する住宅の代金を支払う前に申請が必要です。

2 対象者

補助金の交付対象者は、次の要件のいずれにも該当する個人です。

- (1) 広島市の区域内に住所を有する個人
- (2) 広島市税を滞納していない個人
- (3) 次の要件のいずれかに該当する個人
 - ア 自ら居住する住宅に家庭用蓄電池を設置する個人
 - イ 賃貸する住宅に家庭用蓄電池を設置する個人
 - ウ 賃借した住宅に家庭用蓄電池を設置する個人
 - エ 自ら居住又は賃貸するために、家庭用蓄電池が設置された住宅を購入する個人

3 対象機器

補助金の対象機器は、次の要件のいずれにも該当する家庭用蓄電池です。

- (1) 環境省の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の補助対象システムとして指定された未使用のもの
- (2) 1台当たりの機器費及び工事費の合計額が20万円以上で、本市の他の補助金の交付を受けていないもの
- (3) 常時、太陽光発電システム又は家庭用燃料電池と接続し、同システムが発電する電力を充放電できる、蓄電容量が1kWh以上であるもの

4 補助金額・募集台数・申請受付期間

- (1) 補助金額：3万円/台
- (2) 募集台数：250台
- (3) 申請受付期間：令和3年4月14日（水）から令和4年1月31日（月）まで（最終日は当日消印有効）

※申請受付期間内であっても募集台数に達した場合は、受付を締め切ります。

（注）設置工事完了後に受領する領収書の発行日が令和4年3月5日（土）以降になる場合、補助金を交付することができませんので、御注意ください。（詳しくは「令和3年度広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金の手引き」をご覧ください。）

5 注意事項

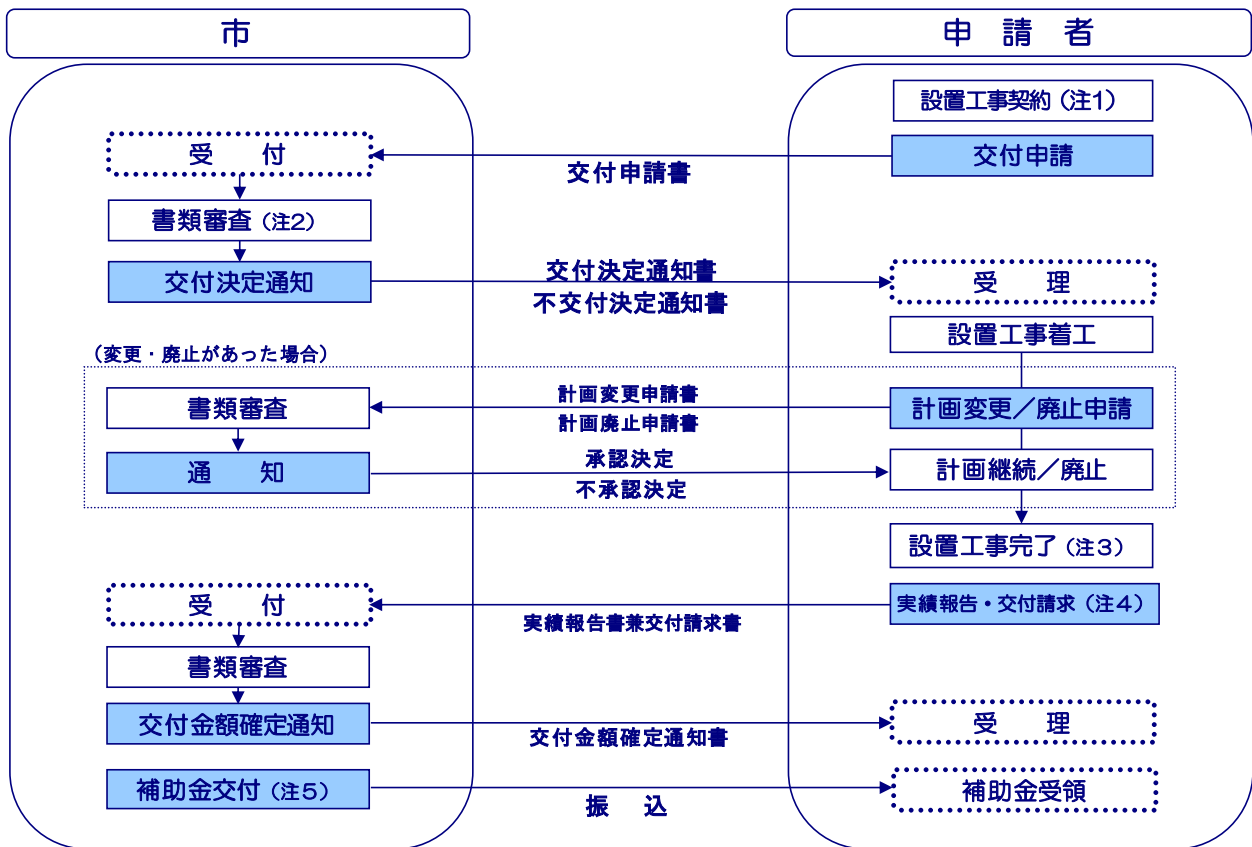
- (1) 一の申請者は、一の年度に一の住宅の家庭用蓄電池に限り、補助金の交付を受けることができます。
- (2) 一の家庭用蓄電池に対する補助金の交付は、1回に限りです。

『家庭用蓄電池』ってどんな設備??

家庭用蓄電池とは、再生可能エネルギー等により発電した電力及び夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、電力需要のピーク時や停電時など必要に応じて電気を活用できる設備です。



6 手続の流れ



(注1)「家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池が設置された住宅を購入」する場合は、「設置工事契約」を「住宅売買契約」に読み替えてください。

(注2) 交付申請に基づく書類審査には、受付から14日間程度必要です。申請は余裕を持って行ってください。

(注3)「設置工事完了」とは、次のとおりです。

○「住宅に家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池を設置する工事」の場合は、設置工事が完了した日又は機器費及び工事費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日とします。

○「家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池が設置された住宅を購入」する場合は、住宅の代金を支払い、領収書を取得した日とします。

(注4) 実績報告書兼交付請求書の提出期限は設置工事完了後、その完了の日から40日又は令和4年3月4日(金)のいずれか早い日までです。(最終日は、当日消印有効です。)

(注5) 補助金の交付は、交付金額確定の通知日から30日以内です。

交付申請提出書類

1	広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付申請書
2	工事請負契約書等の写し
3	家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池の機器費及び工事費の内訳が明記されている書類
4	家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池を設置する住宅の案内図
5	家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池の設置前の現況写真
6	広島市税の納税証明書の原本 (「市税について滞納がない旨」の証明書)
7	現在の居住地の住民票の写しの原本 (市外在住の場合等)
8	住宅所有者の同意書 (申請者以外に所有者がいる場合)
9	賃貸借契約書の写し(賃貸借している場合)
10	その他市長が必要と認める書類

実績報告提出書類

1	広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金実績報告書兼交付請求書
2	家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池に係る領収書の写し
3	家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池の保証書等の写し
4	家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池の設置後の現況写真
5	広島市内の居住を証する住民票の写しの原本 (申請時と住所が異なる場合)
6	その他市長が必要と認める書類

